

パパ・ママ応援ショップ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援しようという社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「こどもを持って良かった」と実感できる社会づくりを進めることを目的とするパパ・ママ応援ショップ事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 応援ショップ事業

埼玉県内に在住、在園又は在学で、18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子又は妊娠中の人及びその家族が、協賛店舗、施設、企業等において、パパ・ママ応援ショップ優待カードを提示することにより、割引やポイント・スタンプ等の優遇などの特典を受けることができるパパ・ママ応援ショップ事業をいう。

(2) 協賛店舗等

応援ショップ事業に協賛し、優待カードの使用者に特典を提供する店舗、施設、企業等をいう。

(3) 協賛ステッカー

協賛店舗等が掲示する様式第1号による協賛店舗等である旨を表示するためのパパ・ママ応援ショップ協賛ステッカーをいう。

(4) 協賛ポスター

協賛店舗等が掲示する様式第6号による協賛店舗等である旨を表示するためのパパ・ママ応援ショップ協賛ポスターをいう。

(5) 実施市町村

応援ショップ事業を実施する市、町又は村をいう。

(6) 優待カード

様式第2号に定めるパパ・ママ応援ショップ優待カード及びスマートフォンLINE アプリ版パパ・ママ応援ショップ優待カード（埼玉県LINE 公式アカウント「埼玉県庁」で表示されるパパ・ママ応援ショップ優待カード。以下「LINE版カード」という。）をいう。

(7) 特典

応援ショップ事業の協賛店舗が任意に定めた割引やポイント・スタンプ等の優遇などのサービスをいう。

（優待カード等の作成、配布等）

第3条 県及び実施市町村は、共同して応援ショップ事業を行うものとする。

2 県は、応援ショップ事業の趣旨を市町村、県民及び店舗・施設・企業等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）優待カード及び協賛ステッカー、協賛ポスター（以下「協賛ステッカー等」という。）を作成すること。
- （2）応援ショップ事業を周知するため、事業周知リーフレットを作成すること。
- （3）応援ショップ事業の協賛店を募集するため、協賛店募集リーフレットを作成すること。
- （4）ホームページ等を通じて、応援ショップ事業についての情報提供を行うこと。
- （5）大規模小売店舗等に対し、応援ショップ事業への協賛を依頼すること。
- （6）応援ショップ事業全般の運営及びその見直しに関すること。
- （7）その他応援ショップ事業を推進するために必要なことを行うこと。

3 実施市町村は、応援ショップ事業の趣旨を当該実施市町村内の住民及び店舗、施設、企業等に周知し、事業が円滑に進むように努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

- （1）当該市町村内の店舗、施設、企業等に対し、応援ショップ事業への協賛を依頼すること。
- （2）当該市町村在住、在園、在学の18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子又は妊娠中の人がいる家庭に対して、LINE版カードを周知し、必要がある場合は紙の優待カードを配布すること。
- （3）当該市町村内の協賛店舗等に協賛ステッカー等を配布すること。
- （4）当該市町村内の協賛店舗等の名称、所在地及び特典内容等について、当該市町村内での周知に努めること。
- （5）その他応援ショップ事業を推進するために必要なことを行うこと。

（優待カードの使用）

第4条 優待カードの使用に当たり、18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子の保護者は、優待カードの裏面の所定の位置又はLINE内の入力欄に当該者及びその家族の氏名、年齢を記載又は入力すること。また、妊娠中の人にあつては、当該者及びその家族の氏名を記載又は入力すること。

2 紙の優待カードは、他人に譲渡又は貸与してはならない。

3 協賛店舗等は、優待カード提示者に対して、当該紙のカード裏面に記名された又はLINE内の入力欄に入力された本人であることを証する資料（保険証等）の提示を求めることができる。

4 優待カードの不正使用があった場合は、市町村又は県は優待カード使用者に対して紙の優待カードの返却、又はLINE版カードの利用中止を求めることができる。

- 5 優待カードの使用期限は、対象となる家族のすべてのこどもが18歳に達した次の3月31日とする。

（協賛対象業種）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛店となることができない。

- (1) 本事業の趣旨に賛同していない場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から4号に該当する場合
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- (4) 暴力団員や暴力団関係者の関連する施設
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）により広告が規制されている医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所
- (6) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認める施設

（協賛の手続き等）

第6条 実施市町村において応援ショップ事業に協賛しようとする店舗、施設、企業等を営む者は、店舗等ごとに様式第3号による協賛申込書により、所在市町村を通じて、又は直接県に協賛を申し込むものとする。ただし、複数店舗等を有する事業者の場合は、事前に県に相談の上、まとめて申し込むこともできるものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上実施市町村に対し必要な事項を提供するとともに、所定の様式により公表するものとする。
- 3 協賛店舗等を営む者は、第1項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第4号による変更・廃止届により、所在市町村を通じて、又は直接県に届け出るものとする。
- 4 県は、前項の規定による届出を受けたときは、実施市町村に対し速やかに必要な事項を提供するとともに、その旨を公表するものとする。
- 5 特典内容が違法な場合等には、県は協賛申込みを拒否あるいは取り消すことができる。
- 6 協賛店舗等は、協賛ステッカー等の取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
 - (1) 提供する特典の内容を協賛ステッカー等の所定の位置に記載し、優待カードの使用者が見やすい位置に掲示すること。
 - (2) 特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛ステッカー等の記載を変更すること。
 - (3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカー等を掲示してはならないこと。

(全国共通利用)

第7条 優待カードは、応援ショップ事業と同様の事業を行う他の都道府県の協賛店舗等でも利用することができる。

2 協賛店舗等は、様式第5号の全国共通ロゴマークの表示がある他の都道府県が発行する紙パスポート又はデジタルパスポートの提示を受けた場合も、原則として応援ショップ事業と同様に取り扱う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(1)

パパ・ママ応援ショップ協賛ステッカー



サービスは、協賛店のご厚意により提供されています。
お問い合わせは埼玉県子ども政策課まで(TEL:048-830-3343)

※ステッカーの4角は、丸くカットされたものとする。

様式第1号(2)

パパ・ママ応援ショップ協賛ミニステッカー



※ステッカーの4角は、丸くカットされたものとする。

様式第2号

パパ・ママ応援ショップ優待カード

表面



裏面

使用する 家族の氏名	18歳以下の こどもの氏名	生年月日	有効期限 18歳に達した次の3月末
		西暦 . .	西暦 年3月末
		西暦 . .	西暦 年3月末
		西暦 . .	西暦 年3月末
		西暦 . .	西暦 年3月末

- ★本カードを利用する場合は、あらかじめ協賛店に提示してください。
特典は、協賛店のご厚意により提供されます。
- ★他県が実施する子育て支援パスポート事業の協賛店でも利用することが
できます。（一部例外があります。）
- ★記名された方に限り利用できます。他人に譲渡、貸与できません。
- こどもが18歳に達した次の3月末で本カードは利用できなくなります。

市・町・村 子育て支援担当課あて (埼玉県福祉部こども政策課あて)	年 月 日
--------------------------------------	-------

【お申込みいただく事業にチェックをしてください】
☐ パパ・ママ応援ショップ ☐ 多子世帯応援ショップ の協賛店舗・協賛施設として申し込みます。

パパ・ママ応援ショップ 「18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子」または「妊娠中の方」及びその御家族	
パパ・ママ応援ショップの 割引等の特典内容	
【特典内容の例】「毎月〇日(第〇曜日)はポイント2倍(〇%割引)」 「小学生以下のお子様にソフトドリンク1杯無料サービス」 など	

多子世帯応援ショップ 子供が3人以上いる世帯		
多子世帯応援ショップの 割引等の特典内容		パパ・ママ応援ショップ 特典との併用 可 ・ 不可
【特典内容の例】 「入会金無料」「ローン金利優遇サービス」「住宅基本価格から〇%割引」 など		
多子世帯応援ショップの 対象世帯の要件	※下記の例を参考に多子世帯の要件(子供の年齢や人数)を記入してください。	
【対象世帯の例】 「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」「第3子以降の子供が高校生以下の世帯」「第3子以降の子供が22歳未満の世帯」 など		

パパ・ママ／多子世帯 共通項目							
区 分	買物 飲食 遊び 教育・習い事 理容・美容 金融						
	自転車 自動車 住宅 写真 宿泊 公園 公共施設						
	公共交通機関 その他						
	※ いずれかひとつに○を付けてください。						
フリガナ							
店 舗 等 の 名 称 (代 表 者 名)							
所 在 地 〒 市・町・村							
電 話	-		-		FAX	- -	
Eメール							
営 業 時 間							
定 休 日							
ホームページURL							
店舗等の PRしたい内容							
担 当 者 (公 開 さ れ ま せ ん)	社名・所属部署 氏 名						
	電 話 - - FAX - -						
	〒 住 所						
	電子メール						
備 考	※この申込書にご記入いただいた内容は県ホームページ等で公開します。公開を希望しない項目がある場合はこの欄にお書きください。						
ポスター・ステッカー 送 付 先	どちらかにチェックしてください。 ☐ 店舗等の所在地 ☐ 担当者住所						

複数店舗分を お申込みの方へ	複数店舗分をお申込みいただく場合は、複数店舗用申込フォームをご利用ください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ouen/boshu.html からダウンロードするか、 県こども政策課あてメールにてご連絡ください。 (県 こども政策課 a3320-40@pref.saitama.lg.jp)
-------------------	--

様式第4号

パパ・ママ応援ショップ 協賛内容変更・廃止届

年 月 日

市・町・村 子育て支援担当課 あて
(埼玉県福祉部 こども政策課 あて)

【届出者】

店舗等の名称	
(代表者名)	
所在地	
担当者	
電話	

1 協賛内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

(1)変更の時期 年 月 日

(2)変更の理由

(3)変更の内容

変更する項目に○印をつけてください。協賛ツール追加送付希望の場合は必要枚数を記入してください。

変更項目 ●	変更項目	変 更 前			変 更 後	
	割引等の特典内容					
	店舗等の名称					
	電 話	—	—	➡	—	—
	F A X	—	—		—	—
	電子メール					
	ホームページURL					
	その他 ()					
	協賛ツール	A2ポスター 枚	A5ステッカー 枚		A6ステッカー 枚	不要

※ 該当する事項のみ記入してください。

※ 特別の事情がない限り、変更・廃止の1か月前までに届け出てください。

2 協賛を廃止したいので届け出ます。

(1)廃止の時期 年 月 日

(2)廃止の理由

全国共通ロゴマーク



10mm 以上



10mm 以上

様式第6号

パパ・ママ応援ショップ協賛ポスター

彩の国 埼玉県

パパ・ママ応援ショップ

全国共通
ソダテ

協賛店検索

優待カードをお持ちのお客様に、

の特典を用意しております。

サービスは、協賛店のご厚意により提供されています。
お問い合わせは埼玉県こども政策課まで(TEL:048-830-3343)

594.0 mm

420.0 mm